

# 統一地方選挙のお知らせ

知事・道議は4月12日㊦  
町長・町議は4月26日㊦が投票日です

統一地方選挙は、昭和22年4月に新しい地方自治制度に基づき初めて行われてから、その後は4年ごとに行われ、今年は第18回にあたります。その期日は、昨年11月に公布された「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により次のとおり定められました。

区分	投票日	告示日	選挙人名簿登録基準日
知事	4月12日	3月26日	3月25日
道議	4月12日	4月3日	4月2日
町長・町議	4月26日	4月21日	4月20日

## 投票できる方

投票するためには、選挙人名簿に登録されていないければなりません。

今回投票できる方は、選挙ごとに選挙人名簿に登録される要件が異なります。

### 【知事・道議選挙】

選挙期日現在20歳以上(平成7年4月13日以前に生まれた方)で、次の条件を満たしている方。

#### ①知事選挙

平成26年12月25日(告示日前日の3カ月前)までに本町に転入届を行い、引き続き幕別町に居住している方。

#### ②道議選挙

平成27年1月2日(告示日前日の3カ月前)までに本町に転入届を行い、引き続き幕別町に居住している方。

### 【町長・町議選挙】

選挙期日現在20歳以上(平成7年4月27日以前に生まれた方)で、平成27年1月20日(公示日前日の3カ月前)までに本町に転入届を行い、引き続き幕別町に居住している方。

※過去に選挙人名簿に登録されている人が転出した場合、転出後4カ月経過したときに名簿から抹消されます。その後再転入しても、3カ月間の住所要件が無ければ選挙人名簿に登録されませんのでご注意ください。

## 住所要件にかかわる選挙権

### 【知事・道議選挙】

町外に転出しても選挙人名簿から抹消されていない方

## 期日前投票

選挙の当日に仕事や学業、レジャー等の予定がある方は、期日前投票をすることができます。

### 【期日前投票所】

期日前投票をする場合は次の3つのうち、どの投票所でも投票をすることができます。

す。

▼役場1階ロビー

▼札内福祉センター1階第1講座室

▼忠類コミュニティセンター児童室

### 【期間】

▼知事選挙

3月27日(金)～4月11日(土)

▼道議選挙

4月4日(土)～4月11日(土)

▼町長・町議選挙

4月22日(水)～4月25日(土)

### 【時間】

いずれの期日前投票も次の時間です。

午前8時30分～午後8時

## 不在者投票制度

次に該当する方は、不在者投票ができます。いずれの手続きにも時間を要しますので、お早めに請求してください。

### 【幕別町以外の市町村に滞在している場合】

投票日に、出張などで幕別町以外の市町村に滞在している方は、事前に幕別町選挙管理委員会に不在者投票用紙等

の請求をし、その滞在中に市町村選挙管理委員会に不在者投票をすることができます。

### 【指定病院等での不在者投票】

不在者投票施設の指定を受けた病院や老人ホーム等に入院や入所をされている方は、病院長、施設長に申し出ると、その施設内で不在者投票をすることができます。

### 【郵便等による不在者投票】

身体に次に該当する重度の障がいを持っている方で、身体障害者手帳などの交付を受けていて幕別町選挙管理委員会より郵便投票証明書の交付を受けた方は、投票用紙等の請求を行い、自宅で投票用紙に自書記載し、郵便を利用して投票できます。

また、郵便等による不在者投票をすることができます。

## 投票立会人を募集します

知事・道議選挙(4月12日)、町長・町議選挙(4月26日)の投票立会人(各投票所ごとに2～3人)を募集します。

投票立会人は、選挙人の代表として、投票事務が公正に行われるよう投票事務全般に立ち会うのが仕事です。選挙制度や政治に関する特別な知識や経験は必要ありません。

### ▶主な仕事の内容

- ①投票手続きの全般についての立ち会い
- ・投票所の開閉
- ・投票前に投票箱に何も入っていないことの確認
- ・投票用紙の交付

他

- ②投票録への署名
- ③投票箱の送致にあたる立会人は、投票箱等を開票管理者へ送致

### ▶応募方法

詳細は、20ページをご覧ください。

手帳等の種類	障害名等	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

手帳等の種類	障害名等	障害名等
身体障害者手帳	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

【問い合わせ先】  
選挙管理委員会事務局 (TEL 0155-54-5400)

自書記載ができない、次に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する方)によって投票に関する記載をしてもらうことができます。

自書記載ができない、次に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する方)によって投票に関する記載をしてもらうことができます。

郵便等による不在者投票や代理記載制度の手続きのほとんどを郵便等で行うため、日数がかかるほか、投票用紙の請求が投票日の4日前までとなつていきますので、お早めに手続きしてください。

# 後援団体等の政治・選挙活動について

選挙が行われないうちの政治活動は、事前運動にあたらぬ限り原則として自由に行うことができます。これまで数回、公職選挙法等の改正がなされていますが、お金のかからない、きれいな選挙を実現しようとする機運が高まって改正されたものであり、その内容も政治団体(後援団体)の政治活動、選挙運動にかかわるものに重点が置かれています。このなかで、関心の高い政治団体(後援団体)、寄附等に関する事項は、次のとおりです。

## 1 政治団体の届出

(政治資金規正法第6条)  
政治団体は、その組織の日から7日以内に文書で、当該団体の規約等を添えて、北海道選挙管理委員会十勝支所(十勝総合振興局内)に届出をしなければなりません。  
この届出を行っている政治団体を、一般的に後援会といえます。

## 2 届出前の寄附または支出の禁止

(政治資金規正法第8条)  
政治団体は、届出がされた後でなければ、政治活動のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、または支出することができません。

## 3 文書図画の規制(立札、看板の類等)

(公職選挙法第143条)  
公職の候補者または公職の候補者となる者(以下同じ)の政治活動のために使用される当該候補者の氏名または氏名が類推されるような事項を表示する文書図画および後援団体の政治活動のために使用される当該団体の名称を表示する立札、看板の類は、次に掲げるもの以外は掲示することができません。  
①立札、看板の類

法令で定める総数(町長・町議選挙に係るもので最高8枚まで)の範囲内で、一事務所について2枚を限り掲示されるもので、かつ、その規格が、縦

## 4 後援団体に関する寄附等の禁止

(公職選挙法第199条の5)  
後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることができず、また、一定期間何人も後援団体の総会その他の集会または後援団体が行う諸行事において、賛応

## 5 候補者等の寄附等の禁止

(公職選挙法第199条の2)  
候補者等が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除く)は、いかなる名義をもって

150cm、横40cmを超えないものであり、選挙管理委員会に交付する証票を付したものの。  
②演説会等を使用するもの  
政治活動のためにする演説会、講演会、研修会、その他これらに類する集会の会場においてその開催中のみ使用されるもの。  
接待(通常用いられる程度の食事の提供は除かれます)をし、または金銭、記念品その他の物品を供与することができません。  
※禁止されている寄附行為  
寄附のなかには、冠婚葬祭等の花輪、供花、線香、香典、祝儀、引出物等の供与も含まれます。(公職選挙法第199の5条)

## 6 会社、労働組合等の団体等の寄附に関する規制

(政治資金規正法第21条・第22条の2)  
会社、労働組合などの団体は、選挙に関するものかどうかを問わず、政党、政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をすることができません。  
※禁止されている寄附行為  
寄附のなかには、冠婚葬祭等の花輪、供花、線香、記念品等の供与も含まれます。(公職選挙法第199の5条)

## 8 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止

(公職選挙法第199条の4)  
公職の候補者等の氏名が表示され、またはその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人または団体は、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることができません。(政党その他の政治団体またはその支部に対し寄附をする場合は除かれます)

## 7 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止

(公職選挙法第199条の3)  
公職の候補者等がその役職

(公職選挙法第199条の4)  
公職の候補者等の氏名が表示され、またはその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人または団体は、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることができません。(政党その他の政治団体もしくはその支部または候補者等に対し寄附をする場合は除かれます)

### 統一地方選挙の投票時間・開票時間

●投票できる時間 午前7時から午後8時まで  
※次の投票所は閉鎖時刻を1時間繰り上げて午後7時までになります。

第17投票所	日新近隣センター
第18投票所	古舞近隣センター
第19投票所	新和近隣センター
第21投票所	明倫近隣センター
第22投票所	駒島公民館
第23投票所	忠類コミュニティセンター

※当日用務等で都合が悪い場合は、期日前投票制度を利用してください。

●開票時間 午後9時20分から(即日開票)  
●会場 幕別町民会館  
※会場の都合上、参観人は到着順で100人までに制限させていただきます。

### 幕別町長および町議会議員選挙立候補予定者等の説明会開催のご案内

4月26日⑨に執行される幕別町長および幕別町議会議員選挙の立候補予定者等を対象に説明会を開催します。

- 日時 3月26日⑧ 午後1時30分～
  - 場所 幕別町民会館 2階講堂
  - 説明内容
    - ①選挙運動について
    - ②立候補の準備および届出について
    - ③選挙運動費用について
    - ④その他
- ※会場の都合がありますので、参加される方は1立候補予定者について2人以内とします。

【問い合わせ先】選挙管理委員会事務局 (TEL 0155-54-5400)